

消費税の軽減税率制度に関するセミナーのご案内

受講料
無料

平成30年

- | | | | | |
|-----------|------|-------------|-------|-------------|
| ① 8/21(火) | セミナー | 14:00~15:30 | 個別相談会 | 15:30~16:00 |
| ② 9/26(水) | セミナー | 10:00~11:30 | 個別相談会 | 11:30~12:00 |
| ③ 9/26(水) | セミナー | 13:30~15:00 | 個別相談会 | 15:00~15:30 |

今回のセミナーでは、軽減税率制度に係る概要や導入スケジュール、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修等をされた方を対象とした軽減税率対策補助金の申請についてご説明いたします。

軽減税率制度の概要

事業者の方は、消費税等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行っていただく必要があります。

標準税率10%



標準税率8%



事業者は様々な対応が必要になります。



軽減税率制度の実施スケジュール

軽減税率制度は消費税率10%へ引上げに合わせて2019年10月1日に実施されます。また複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。

2019年10月1日

2023年10月1日

請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

軽減税率制度はすべての事業者に影響があります！

- 対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。
 - ・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。
 - ・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。
- 取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。
- 免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

場 所 岡山商工会議所 1 階会議室

定 員 各回120名
(定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。)

講 師 税務署職員(各回)

申込方法 受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

※受講票は発行いたしません。
満員の場合のみ連絡させていただきます。

主 催 岡山東税務署・岡山西税務署
岡山商工会議所

後 援 岡山東青色申告会・岡山西青色申告会

お申込み・お問い合わせ先

岡山商工会議所 中小企業支援部 経営支援課
〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15
TEL: 086-232-2266 FAX: 086-232-5269